

# 事業報告書等

## 第1期

自 平成30年8月10日 至 平成31年3月31日

事業報告書  
活動計算書  
貸借対照表  
財産目録  
財務諸表の注記  
特定非営利活動法人に係る  
事業会計損益計算書  
年間役員名簿  
定款（写し）  
履歴事項全部証明書（写し）  
NPO法人税務申告に関する資料  
平成30年分給与所得の源泉徴収票等の  
法定調書合計表  
法人設立届（宇治税務署）  
青色承認申請書  
給与支払事務所の開設届出書  
源泉所得税の納期の特例の承認申請書  
法人設立届出書（京都府・木津川市）  
利用者識別番号（国税）

特定非営利活動法人こそだてママnet

## 2018年度の事業報告書

2018年8月10日から2019年3月31日まで

## 特定非営利活動法人こそだてママnet

## 1 事業の成果

自然体験活動を通して、年間800名強の親子が地域の里山や森へでかけ、里山の環境やこれまでの成り立ちなど、里山整備の必要性を整備団体のスタッフさんから整備活動と一緒にしながら直接に語っていただくことで、親子2世代への環境教育を無理のない形で実施できている。2019年度には地元整備団体さんへ5家族が新たに会員として入会。地元の環境を守っていく後継者の育成にも寄与できた。

保護者の孤立防止についても、支援サークルの参加者が地元の子育てサークルとつながり、子育てサークルへ慰問へ行くというような当事者が経験を踏まえ、新たな当事者を支えていくという好循環が生まれており、支援の裾野が広がっている。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (概算) (単位：千円)
①母子・父子の孤立防止事業	託児付きのサークルへのこども見守り要員派遣。	(A) 2018. 4/17, 5/1, 6/5, 7/3, 8/7, 9/11, 10/9, 11/6, 12/4 2019. 2/5, 3/5 (B) 木津川市東部交流会館 (C) 12名	(D) 子連れでサークル活動に参加したい保護者 (E) 267名	0円
②環境教育活動事業	①③木津川市主催、京都やましろ環境教育ネットワーク、当法人共催での講演会を開催。 ②NPO法人当別エコロジカルコミュニティ、京都やましろ環境教育ネットワーク、当法人との共同主催での講習会を開催。  ①美味しいお茶を淹れて・飲んで、ペットボトルごみを減らそう！」をテーマに「木津川市環境教育講演会」を開催 ②野外で算数(授業)指導者養成講習会 ③「自然体験活動で変わる子どもたち～兵庫県にお	(A) ①2018. 8/22 ②2018. 11/1 ③2019. 3/13  (B) ①③木津川市中央交流会館 ②木津川市東部交流会館  (C) ①9名 ②14名 ③10名	(D) 環境教育に関心のある市民  (E) ①17名 ②25名 ③12名	129円

# 活 動 計 算 書

[税込] (単位：円)

特定非営利活動法人こそだてママnet

自 平成30年 8月10日 至 平成31年 3月31日

	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
<b>【経常収益】</b>			
<b>【受取会費】</b>			
受取入会金	1,500		1,500
受取参加費	765,967		765,967
<b>【受取助成金等】</b>			
受取助成金	311,000		311,000
経常収益 計	1,078,467	0	1,078,467
<b>【経常費用】</b>			
<b>【事業費】</b>			
(人件費)			
人件費計	0	0	0
(その他経費)			
売上 原価	18,620	0	18,620
業務委託費	129,445		129,445
その他経費計	148,065	0	148,065
事業費 計	148,065	0	148,065
<b>【管理費】</b>			
(人件費)			
役員 報酬	165,040		165,040
給料 手当	8,355		8,355
通 勤 費	2,700		2,700
人件費計	176,095	0	176,095
(その他経費)			
開業準備費	391,052		391,052
印刷製本費	31,284		31,284
会 議 費	90,193		90,193
旅費交通費	57,410		57,410
車 両 費	1,000		1,000
通信運搬費	5,413		5,413
消耗品 費	41,677		41,677
賃 借 料	126,400		126,400
接待交際費	2,500		2,500
新聞図書費	12,484		12,484
保 険 料	6,912		6,912
租税 公課	600		600
支払手数料	19,900		19,900
雑 費	12,600		12,600
その他経費計	799,425	0	799,425
管理費 計	975,520	0	975,520
経常費用 計	1,123,585	0	1,123,585
当期経常増減額	△45,118	0	△45,118
<b>【経常外収益】</b>			
経常外収益 計	0	0	0
<b>【経常外費用】</b>			
経常外費用 計	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	△45,118	0	△45,118

# 活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人こそだてママnet

自 平成30年 8月10日 至 平成31年 3月31日

	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
当期正味財産増減額	△45,118	0	△45,118
前期繰越正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額	△45,118	0	△45,118

# 貸借対照表

特定非営利活動法人こそだてままnet  
全事業所

[税込] (単位:円)  
平成31年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
(現金・預金)		短期借入金	200,000
現 金	117,793	預 り 金	2,911
小口 現金	30,000	流動負債合計	202,911
南都銀行	10,000	<b>負債合計</b>	202,911
現金・預金計	157,793	<b>正 味 財 産 の 部</b>	
流動資産合計	157,793	前期繰越正味財産	0
		当期正味財産増減額	△45,118
		<b>正味財産合計</b>	△45,118
<b>資産合計</b>	157,793	<b>負債及び正味財産合計</b>	157,793

# 財 産 目 録

特定非営利活動法人こそだてママnet  
全事業所

[税込] (単位:円)  
平成31年 3月31日 現在

## 《資産の部》

### 【流動資産】

(現金・預金)

現 金 117,793

小口 現金 30,000

南都銀行 10,000

現金・預金 計 157,793

流動資産合計 157,793

資産合計 157,793

## 《負債の部》

### 【流動負債】

短期借入金 200,000

預 り 金 2,911

流動負債合計 202,911

負債合計 202,911

正味財産 45,118

(法第28条第1項関係)

前事業年度の年間役員名簿

2018年8月10日から2019年3月31日まで

特定非営利活動法人こそだてママnet

役職名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事	福井 早苗	木津川市神田38-13	2018年	同左
理事	高田 周二	奈良市帝塚山南4-18-20	8月	同左
理事	森 かほり	奈良市北登美ヶ丘3丁目16-8	10日	無
理事	田中 雅子	京田辺市草内一ノ坪6-1	から	無
理事	大西 知芳	木津川市加茂町駅東4丁目6-11	2019年	無
理事	森田 雄己	木津川市木津宮ノ内100-7	3月	無
理事	中村 伸之	京都市中京区小川通御池上る下古城町384-6コスモ二条城東701	31日	無
理事	新山 勇	木津川市梅美台5丁目8-10	まで	無
監事	浦辻 淳子	木津川市加茂町西宮ノ東19		無
理事	佐藤 啓子	木津川市相楽台5-2-9	2018年	無
			8月	
			10日	
			から	
			2018年	
			8月	
			22日	
			まで	

## 財務諸表の注記

特定非営利活動法人こそだてままnet

平成31年 3月31日 現在

### 【重要な会計方針】

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1). 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
×××法による×××法
- (2). 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産：定率法  
無形固定資産：定額法
- (3). 引当金の計上基準  
貸倒引当金：  
賞与引当金：  
退職給付引当金：
- (4). 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
- (5). ボランティアによる役務の提供
- (6). 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

### 【会計方針の変更】

### 【事業費の内訳】

事業費の区分は以下の通りです。

【税込】（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
	特定非営利活動事業	収益事業	
(人件費)			
人件費計	0	0	0
(その他経費)			
仕入高	18,620		18,620
業務委託費	129,445		129,445
その他経費計	148,065	0	148,065
合計	148,065	0	148,065

### 【施設の提供等の物的サービスの受入の内訳】

【税込】（単位：円）

内容	金額	算定方法

### 【活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳】

【税込】（単位：円）

内容	金額	算定方法

### 【使途等が制約された寄付等の内訳】

【税込】（単位：円）

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
合計					

### 【固定資産の増減内訳】

【税込】（単位：円）

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
合計						



【借入金の増減内訳】

[税込] (単位:円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
短期借入金	0	200,000	0	200,000
長期借入金	0	0	0	0
合計	0	200,000	0	200,000

【役員及びその近親者との取引の内容】

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

[税込] (単位:円)

科目	財産譲渡に課税された金額	内、役員との取引	内、近親者(役員等)との取引
(活動計算書)			
活動計算書計			

【その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項】

# 特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人こそだてママnet  
全事業所

[税込] (単位:円)

自平成30年8月10日 至平成31年3月31日

## 【経常収益】

### 【受取会費】

受取入会金 1,500

受取参加費 765,967

### 【受取助成金等】

受取助成金 311,000

経常収益 計

1,078,467

## 【経常費用】

### 【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

売上原価 18,620

業務委託費 129,445

その他経費計 148,065

事業費 計

148,065

### 【管理費】

(人件費)

役員報酬 165,040

給料手当 8,355

通勤費 2,700

人件費計 176,095

(その他経費)

開業準備費 391,052

印刷製本費 31,284

会議費 90,193

旅費交通費 57,410

車両費 1,000

通信運搬費 5,413

消耗品費 41,677

賃借料 126,400

接待交際費 2,500

新聞図書費 12,484

保険料 6,912

租税公課 600

支払手数料 19,900

雑費 12,600

その他経費計 799,425

管理費 計

975,520

経常費用 計

1,123,585

当期経常増減額

△45,118

## 【経常外収益】

経常外収益 計

0

## 【経常外費用】

経常外費用 計

0

# 特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人こそだてママnet

[税込] (単位:円)

全事業所

自 平成30年 8月10日 至 平成31年 3月31日

税引前当期正味財産増減額	<u>△45,118</u>
当期正味財産増減額	<u>△45,118</u>
前期繰越正味財産額	<u>0</u>
次期繰越正味財産額	<u>△45,118</u>

特定非営利活動法人こそだてママ net 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人こそだてママ net という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府木津川市山城町平尾西方儀28に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、産前から子どもの就学までの保護者に対して、母子・父子の孤立化防止の為、保護者の繋がりや地域での育児サポート・自立支援に関する事業を行い、子ども・保護者・家族・地域社会の健やかな日常に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 母子・父子の孤立防止事業
  - ② 環境教育事業
  - ③ 地域活性化イベント事業
  - ④ 里山保全体験活動事業
  - ⑤ 女性起業化・企業化支援事業

⑥子ども自然体験・職業体験事業

⑦子育てママへの少しだけ職業支援事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

##### (種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人～8人
  - (2) 監事 1人～2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

##### (選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

##### (職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 役員は、報酬及び費用を辞退することができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。



(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

### (合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

### (細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	福井 早苗
副理事長	高田 周二
理事	森 かほり
同	森田 雄巳
同	大西 知芳
同	田中 雅子
同	佐藤 啓子
同	中村 伸之
同	新山 勇
監事	浦辻 淳子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2019年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2019年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 500円  
正会員年会費 1000円
- (2) 賛助会員入会金 1口1000円（1口以上）  
賛助会員年会費 1口5000円（1口以上）

平成30年8月10日

当法人の定款に相違ありません。

特定非営利活動法人こそだてママnet

理事長 福井 早苗



法

## 履歴事項全部証明書

京都府木津川市山城町平尾西方儀28  
 特定非営利活動法人こそだてママnet

会社法人等番号	1300-05-015375
名称	特定非営利活動法人こそだてママnet
主たる事務所	京都府木津川市山城町平尾西方儀28
法人成立の年月日	平成30年8月10日
目的等	<p>目的及び事業                      この法人は、産前から子どもの就学までの保護者に対して、母子・父子の孤立化防止の為、保護者の繋がりや地域での育児サポート・自立支援に関する事業を行い、子ども・保護者・家族・地域社会の健やかな日常に寄与することを目的とする。                      この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動                      (2) 社会教育の推進を図る活動                      (3) まちづくりの推進を図る活動                      (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動                      (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動                      (6) 子どもの健全育成を図る活動                      (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業                      ①母子・父子の孤立防止事業                      ②環境教育事業                      ③地域活性化イベント事業                      ④里山保全体験活動事業                      ⑤女性起業化・企業化支援事業                      ⑥子ども自然体験・職業体験事業                      ⑦子育てママへの少しだけ職業支援事業</p>
役員に関する事項	京都府木津川市木津神田38番地13 理事 福井早苗
資産の総額	金56万6294円
登記記録に関する事項	設立 <span style="float: right;">平成30年 8月10日登記</span>

京都府木津川市山城町平尾西方儀28  
特定非営利活動法人こそだてママnet

COPY

人

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(京都地方法務局管轄)

平成30年 8月20日

京都地方法務局木津出張所  
登記官

藤本和久





平成 30 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号

整理番号

Header information section including submission date (平成31年01月29日提出), taxpayer details (津村 良樹), address (宇治市山城町平尾西方儀28), and tax agent information (津村 良樹).

Table 1: 給与所得の源泉徴収票合計表 (375). Summary of income tax withholding statements with columns for category, amount, and tax amount.

Table 2: 退職所得の源泉徴収票合計表 (316). Summary of retirement income tax withholding statements.

Table 3: 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309). Summary of payment statements for remuneration, fees, contracts, and awards.

Table 4: 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313). Summary of payment statements for real estate usage fees.

Table 6: 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314). Summary of payment statements for real estate transaction fees.

Table 5: 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376). Summary of payment statements for real estate transfer consideration.

Administrative stamp area including 'Tax Authority Stamp' (税務署整理欄) and submission date (提出年月日).

平成28年1月1日以後提出用 (注)平成27年分以前の合計表を作成する場合には

「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

法人設立届出書

※整理番号



平成 年 月 日

早治 税務署長殿

新たに内国法人を設立したので届け出ます。

本店又は主たる事務所の所在地 〒619-0202 京都府木津川市山城町平尾西1-28 電話(0774) 66-3524

納税地 〒 同上

(フリガナ) トイヒエリカンドウホウジン コソダマネット

法人名 特定非営利活動法人こぞだまnet

法人番号 2 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 1 | 5 | 3 | 7 | 1 | 5

(フリガナ) トイ ヤメ

代表者氏名 福井 早苗

代表者住所 〒619-0214 京都府木津川市木津神田38番地13 電話(090) 6026-2089

設立年月日 平成 30 年 8 月 10 日 事業年度 (自) 4 月 1 日 (至) 3 月 31 日

設立時の資本金又は出資金の額 566.294 円 消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日 平成 年 月 日

事業の目的	(定款等に記載しているもの)	支店・出張所・工場等	名称	所在地
	母子・父子の孤立防止事業			
	子育てママへの少子化対策職業支援事業			
	(現に営んでいる又は営む予定のもの)			

設立の形態 1 個人企業を法人組織とした法人である場合  
2 合併により設立した法人である場合  
3 新設分割により設立した法人である場合 (□分割型・□分社型・□その他)  
4 現物出資により設立した法人である場合  
⑤ その他( 新設 )

設立の形態が1~4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況	事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、分割法人の名称又は出資者の氏名、名称	納税地	事業内容等

設立の形態が2~4である場合の適格区分	適格・その他	添付書類等 ①定款等の写し ②株主等の名簿 ③設立趣意書 ④設立時の貸借対照表 ⑤合併契約書の写し ⑥分割計画書の写し ⑦その他 ( )
事業開始(見込み)年月日	平成 年 月 日	
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有 ・ 無	
関与税理士	氏名 事務所所在地 電話 ( ) -	

設立した法人が連結する法人である場合	連結親法人名		所轄税務署
	連結親法人の納税地	〒	
	「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日		連結親法人 年月日

税理士署名押印 津村 良樹

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	入力	名簿	通信 日付印	年 月 日	確認 印
----------	----	------	-------	----	----	----	--------	-------	------



青色申告の承認申請書



※整理番号

平成 年 月 日  早治 税務署長 殿	納 税 地	〒619-0202 京都府木津川市山城町平尾西方面28 電話(0774) 66-3524
	(フリガナ)	トクイヒエリカドウホウジンコソケイマシネット
	法 人 名 等	特定非常利活動法人こそけいましネット
	法 人 番 号	2130005015375
	(フリガナ)	トクイマシエ
	代 表 者 氏 名	福井 早苗
	代 表 者 住 所	〒619-0214 京都府木津川市木津神田38番地13
事 業 種 目	母子・父子の孤立防止 業	
資 本 金 又 は 出 資 金 額	566.294 円	

自平成30年8月10日  
事業年度から法人税の申告書を青色申告によって提出したいので申請します。  
至平成31年3月31日

記

- 1 次に該当するときには、それぞれ□にレ印を付すとともに該当の年月日等を記載してください。
- 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後に再び青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日 平成 年 月 日
  - この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が設立第一期等に該当する場合には、内国法人である普通法人若しくは協同組合等にあつてはその設立の日、内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した日又は公益法人等（収益事業を行っていないものに限り。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等にあつては当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日 平成30年8月10日
  - 法人税法第4条の5第1項（連結納税の承認の取消し）の規定により連結納税の承認を取り消された後に青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取り消された日 平成 年 月 日
  - 法人税法第4条の5第2項各号の規定により連結納税の承認を取り消された場合には、第4条の5第2項各号のうち、取消しの起因となった事実当該する号及びその事実が生じた日 第4条の5第2項 号 平成 年 月 日
  - 連結納税の取りやめの承認を受けた日を含む連結親法人事業年度の翌事業年度に青色申告書の提出をしようとする場合には、その承認を受けた日 平成 年 月 日

2 参考事項

(1) 帳簿組織の状況

伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期	伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期
総勘定元帳	ドリット会計ソフト	随時			

(2) 特別な記帳方法の採用の有無

- 伝票会計採用
- 電子計算機利用

(3) 税理士が関与している場合におけるその関与度合


税理士署名押印 **津 村 良 樹**

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番号	番 号	入 力	備 考	通 信 日付印	年 月 日	確 認 印
----------	-----	-------	--------	-----	-----	-----	---------	-------	-------



※整理番号

## 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

 平成 年 月 日 宇治 税務署長殿 所得税法第230条の規定により次のとおり届け出ます。	住所又は本店所在地	〒619-0202 京都府木津川市山城町平尾西方儀28 電話(0774) 66-3524
	(フリガナ)	フクイエイリカドブカウシ ユツダテマネット
	氏名又は名称	特定非常利活動法人 ユツダテマネット <small>「個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。」</small>
	個人番号又は法人番号	211301005011513715
事務所開設者	(フリガナ)	フクイ サチエ
	代表者氏名	福井 早苗

(注) 「住所又は本店所在地」欄については、個人の方については申告所得税の納税地、法人については本店所在地(外国法人の場合には国外の本店所在地)を記載してください。

開設・移転・廃止年月日	平成 30 年 8 月 10 日	給与支払を開始する年月日	平成 年 月 日
-------------	------------------	--------------	----------


○届出の内容及び理由  
(該当する事項のチェック欄□に✓印を付してください。)

開設	<input checked="" type="checkbox"/> 開業又は法人の設立 <input type="checkbox"/> 上記以外 ※本店所在地等とは別の所在地に支店等を開設した場合	開設した支店等の所在地	
移転	<input type="checkbox"/> 所在地の移転	移転前の所在地	移転後の所在地
	<input type="checkbox"/> 既存の給与支払事務所等への引継ぎ (理由) <input type="checkbox"/> 法人の合併 <input type="checkbox"/> 法人の分割 <input type="checkbox"/> 支店等の閉鎖 <input type="checkbox"/> その他 ( )	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継先の給与支払事務所等
廃止	<input type="checkbox"/> 廃業又は清算終了 <input type="checkbox"/> 休業		
その他 ( )		異動前の事項	異動後の事項

「給与支払事務所等について」欄の記載事項


○給与支払事務所等について

	開設・異動前	異動後
(フリガナ)		
氏名又は名称		
住所又は所在地	〒	〒
	電話 ( ) -	電話 ( ) -
(フリガナ)		
責任者氏名		
従事員数	役員 人 従業員 人 ( ) 人	( ) 人 ( ) 人 計 人
(その他参考事項)		

税理士署名押印 **津村良樹** 

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	名簿 等	用紙 交付	通信 日付印	年 月 日	確認 印
	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )						

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

 <p>30.10.26 42</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>宇治 税務署長殿</p>	住所又は本店の所在地	〒619-0202 京都府木津川市山城町平尾西百儀28 電話 0774 - 66 - 3524
	(フリガナ)	トモエエリノツドシホクシヨコチマツネット
	氏名又は名称	特定非営利活動法人 トモエエリネット
	法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。 21130100501513715
	(フリガナ)	771 ヤマエ
代表者氏名	福井 早苗	

次の給与支払事務所等につき、所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。

給 与 支 払 事 務 所 等 に 関 す る 事 項	給与支払事務所等の所在地 ※ 申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒		
	申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	電話	— —	
		月区分	支給人員	支給額
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細				
2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日				

税 理 士 署 名 押 印      津 村 良 樹

※税務署 処理欄	部門	決 算 期	業種 番号	番号	入力	名簿	通 信 日付印	年 月 日	確 認 印
-------------	----	----------	----------	----	----	----	------------	-------	----------



法人設立・異動等届出書



法人番号 21,300,501,537,5 平成 年 月 日

京都地方税機構 広域連合長 様
(フリガナ) 法人名 トクイエイリカブシカイシャ コソザクネット
登記簿の本店所在地 〒619-0202 京都府木津川市山城町平尾西万俣28
代表者 (フリガナ) 氏名 トクイ サエエ 福井 早苗
申告書送付先連絡先 (フリガナ) 名称
所在地 〒
電話 ( )
関与税理士名 津村 良樹
TEL0742-729640 FAX0742-726370

添付書類 履歴事項全部証明書 定款、寄附行為 連結納税書類等

Table with 4 columns: 設立年月日 (平成30年8月10日), 事業年度 (4月1日~3月31日), 申告期限延長の有無 (法人税・事業税 無), 分割法人区分 (都道府県 分割・非分割, 市町村 分割・非分割)

◎設立・異動等の内容 (該当する番号を項目番号欄に記載してください)
1. 設立
2. 商号、名称変更
3. 事業年度、連結事業年度の変更
4. 代表者の変更
5. 本店の異動
6. 支店、営業所等の設置、異動、廃止
7. 法人組織形態の変更
8. 資本金の額、出資金の額の変更
9. 連結納税の適用、加入、離脱等
10. 合併、会社分割
11. 解散、残余財産の確定、清算結了、継続、破産開始決定、破産廃止、終結決定
12. 会社更生開始決定、更生計画承認、更生終了
13. 公益法人等の収益事業の開始、廃止
14. 申告書送付先の設定、変更
15. その他

Table with 4 columns: 項目番号, 異動内容等, 変更前, 変更後, 異動年月日

Table with 6 columns: 名称, 所在地, 従業員数, 区分, 状況番号, 設置・廃止年月日

(異動後の状況)
1. 変更前の市町村に事務所が残る
2. 変更前の市町村には残らないが京都府内に事務所が残る
3. 京都府内に事務所が残らない

連結親法人の場合 最初連結事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日

連結子法人の場合 連結親法人の決算期(事業年度) 年 月 日 ~ 年 月 日 連結子法人適用開始事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日

Table with 4 columns: 連結親法人 (フリガナ) 法人名, 所在地 〒, 電話 ( ), 清算人 管財人等 (フリガナ) 氏名, 住所 〒, 電話 ( ), 被合併法人 (フリガナ) 法人名, 所在地 〒, 電話 ( )

※裏面もご覧ください